

出席団体提出資料

社会保障カード(仮称)について

平成 19 年 11 月

社団法人 日本歯科医師会

1. はじめに

厚生労働省「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」の検討事項として医療分野における社会保障カード（仮称）（以下、社会保障カードという。）は

①健康被保険者証、②レセプト情報、特定健診情報の閲覧、等の機能を有するものとされている。

この社会保障カードを利用する制度の導入と活用が、そのほとんどが小規模の個人立診療所であるという歯科医療機関の実態を踏まえ、国民の歯科医療に対しどのような影響を及ぼすのか、また今後どのような対応が必要であるかについて本会の見解を述べることとする。

2. IT弱者への配慮の必要性

一般的に高齢になるにつれ、日々技術革新の続くIT環境への対応は困難となる。医療の提供側、受給側の双方において高齢化は進行している。IT機器やオンラインネットワークを利用したさまざまな医療サービスの活用は高齢者にとっても利便性が高い一方、その追従において問題が生じるおそれがある。さらに、その他の世代においてもITに対して違和感を持っている者がいることを忘れてはならない。国民へ等しく保健、医療、福祉サービスを供給するためには誰もが受けたいサービスを抵抗無く受けられる環境づくりが重要である。社会保障カードの導入においては、これらIT弱者への十分な配慮と国民全体の理解を得る事が必要不可欠であると考ええる。

3. 制度施行に伴う医療機関側の負担軽減

地域歯科医療の担い手は小規模かつ零細な個人開業医である。それらにはハード面、ソフト面においてIT化に対応困難な医療機関が少なからず存在する。

例えば、医療機関における社会保障カードのための通信環境は、高度なセキュリティを必要とするため他のインターネット等と独立したものであると考えられるが、既存の設備との整合性を踏まえた機器整備費用、来院患者すべてに係る資格確認や医療情報取得のための通信費用等は、新たな設備投資や経費を必要とし医療機関の経営を圧迫しかねないものであり、この負担軽減策が必要である。

また、レセプトオンライン請求制度は、代行請求を認め必ずしも医療機関自らが通信環境を備えることが必須とされていないが、社会保障カード導入においては運用のためにセキュリティの高い通信環境を備えることは必須と考えられる。これら制度間の整合性を整理すべきである。

4. 個人情報保護等に係る高度なセキュリティの確保

社会保障に関する諸情報は極めて秘匿性の高い情報であり、医療分野の諸情報はその中でもとくに個人情報の保護が必要なものである。したがって社会保障カードの運用面において厳重な個人情報保護がさまざまな局面で必要である。その為、社会保障カードの医療分野における活用がいったん開始された後は、社会全体による継続的で多大なセキュリティに係わるコスト負担、あるいは個人情報の流出や第三者による悪用の可能性に対する負担が最終的には国民に帰着することを忘れてはならない。

この様な問題を解決するために社会保障カードをアクセスキーとして個人情報を個々の医療機関で確認する場合、通信機器等におけるセキュリティはもとより、情報内容毎の取得資格の必要性等を高度なセキュリティ確保のための法整備を進めるべきである。

5. 医療情報の閲覧

社会保障カードを活用した医療機関での資格確認や医療情報の閲覧システムは利用時の本人認証・確認が困難であり第三者によるなりすまし、情報漏えい、悪用等の恐れがある。医療機関窓口やネットワークアクセス時において本人確認を容易かつ確実におこなえる方策が必要である。

ことに患者自身が社会保障カードにより診療（請求）内容確認の請求をする際に、安易で一方向的な閲覧は医療機関からのレセプトの請求内容と保険者等における請求内容の確定との情報のタイムラグなどから不測の事態が生じることが予想される。このため、医療機関と保険者等の機能分担の明確化や確認過程における様々な状況を被保険者教育等を通じ周知すべきである。

閲覧や開示にあたって本人等からの請求を自動的に認める事には問題があり、ごく稀ではあるが開示拒否の要件に該当する場合がある。請求から開示への適切な対応についても検討すべきである。

制度の適正な運用のためには医療情報の閲覧の目的を明確化し、必要な情報を国民に適確に伝達するシステムを構築すべきであることはいうまでもない。

また、医療機関に資格喪失直後に受診した場合、事務手続きにおけるタイムラグにより発生する誤確認の補償を行うことが必要である。

6. おわりに

国民が安全で安心な生活を営む為には社会保障制度を堅持し発展させていく事は重要であると考えます。今後の社会保障サービスはITをどのように活用していくかについて多方面から検討する必要があります。社会保障カードについてもこのような観点から発案され、今回の検討会が設置されたものと思料します。

医療分野への社会保障カードの導入については、以上述べてきたようにさまざまな問題点や課題が山積している。社会保障カードを導入した新たな活用における費用対効果について、総合的な見地から様々な検討が必要と思われる。

また、年金、介護等の他分野との相互利用の是非についても検討すべきであり、その導入決定にあたっては国民間の十分なコンセンサスの形成と導入のための基盤整備を図るべきである。今後、社会保障カードのあり方については専門団体を含むより具体的で幅広い意見の集約が必要であると考えられる。

以上

社会保障カード(仮称)に関する 本会の意見

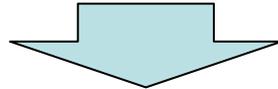
—健康保険証原本の代替としての
社会保障カード(仮称)に関して—

2007年11月

社団法人 日本薬剤師会

検討そのものについてー1

- 年金記録に関する信頼回復のため、社会保障カード^(仮称)を導入するとしたのは、本年7月5日^(年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について)。
- 年金手帳の役割に加え健康保険証と介護保険証の役割を持たせるとしたのは、本年7月26日^(重点計画-2007)。
- 唐突^{*}に健康・介護保険証が加わったにも係らず、取りまとめは3者合わせて年内とされている。
- 年金記録に関する信頼回復は喫緊の課題であり、早期導入に反対するものではない。
- 一方、現在問題無く運用されている健康保険証と介護保険証の役割を社会保障カード^(仮称)に持たせることに緊急性はまったく無い上、電子私書箱^(仮称)の検討もなされていない。



年内に予定されている基本構想の取りまとめにおいては、3者の役割をセットで考えるのではなく、各制度との整合性も踏まえ、個別に議論すべきである。

※ 健康ITカード^(仮称)は電子私書箱^(仮称)と一体的に検討するとされていた経緯があり、このように判断する(現在、両者は別々の会議で議論されている)。また、健康ITカード^(仮称)は「平成19年中を目途に、社会保障全体を視野に入れたシステムの基本構想づくり・個人情報の保護・費用対効果等について検討」とされており、結論を得るとはされていない。

検討そのものについてー2

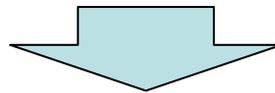
■ 対象分野(主な論点の整理(案))

- 年金、医療、介護分野でスタート
 - － 一人一枚
 - － 年金手帳・健康保険証・介護保険証としての役割
 - － 希望する者が社会保険事務所等の端末や自宅のパソコンで年金記録、レセプト情報、特定健診情報等を閲覧

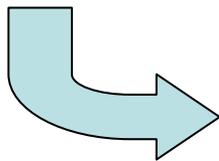
■ 医療機関、保険者等の事務が効率化される。

(社会保障カード(仮称)導入により目指す効果の例)

- － 各保険者が個別に各種被保険者証を交付する必要がなくなる。
- － カード読み取りによる自動転記により転記ミスがなくなる。
- － オンラインによる即時資格確認で、資格喪失後受診を把握できる。



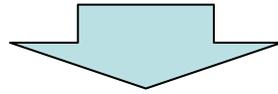
論点整理(案)には含まれていないにも係らず、医療関係者等の利便性向上が導入の目的化されている。



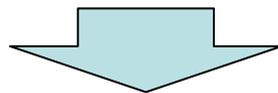
利便性向上を謳うのであれば、基本構想策定にも医療関係者等の参加が必要なのではないか。

運用に関する問題提起－1

- 社会保障カード^(仮称)は健康保険証原本の代替とならない。
 - － 現時点における利用イメージは、社会保障カードをキーとして、オンライン回線を利用し、資格情報を確認するもの。



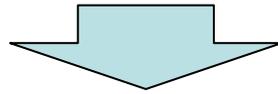
- 健康保険証の原本とする場合、全医療機関でオンライン資格確認が出来なければ、患者のフリーアクセスは確保できない。
- レセプトオンライン用回線には低速回線(ISDN)も含まれる。また、山間部・離島等の一部は高速回線を利用できない。
- 都市部でも、高速回線の義務化は医療機関等に新たな負担を強いることになる。
- 通信インフラや機械の不具合により、資格情報の確認できない事象等の問題への懸念が全く提起されていない。



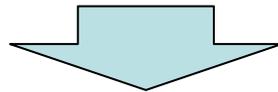
法改正も含め、条件が整うまでの間は、社会保障カード^(仮称)を健康保険証の原本とすべきではない。

運用に関する問題提起－2

- カード読み取りによる内容の自動転記は運用的に煩雑であり、実行性に乏しい。
- オンライン即時資格確認についても、同様に実行性に乏しい。



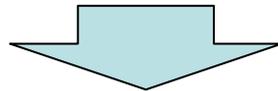
- 社会保障カード^(仮称)を読み取っただけでは、記号・番号の自動転記は出来ない※。
- 本人確認のためのパスワード(英数字の組合せ)入力が必要※であるが、例えば月に1回とはいえ、病院の外来受診時に全患者にパスワード入力を要求し、資格確認を実施するのは、窓口業務負荷を考えると非現実的である。 ※これまでの説明による



凍結された健康保険証への二次元バーコード付加のように、原本そのものを読み取ることによる運用を可能とすべきである。

運用に関する問題提起－3

- 資格の保持の確認と資格の利用の確認は異なる。
 - 例えば、結核予防法の受給資格と国保の受給資格を持つ場合、資格保持の確認は可能であるが、資格利用の確認は現行どおり現場判断になる。
- 現行の法制度との関係が不明確である。
 - 例えば、社会保障カード^(仮称)による資格確認が出来なかった場合でも、保険診療を行う必要があるのか。
 - － 医療機関等の機器の不具合等によるもの
 - － 患者の取扱いに起因するもの
 - － ネットワーク回線事業者等の不具合等によるもの
 - － 社会保障カード^(仮称)運営主体の不具合等によるもの



社会保障カード^(仮称)を現状の法制度のまま導入するのでは、何の解決にならないばかりか、混乱を招くだけである。

要望

- 年金・医療・介護の3分野への導入を前提とした議論は受け入れ難い。
- 「医療機関の利便性向上」が導入目的化されているが、現時点では同意し難い。
- 公的個人認証サービスの国民の利用が一向に進展しないのは利用者視点が欠如していたからである。同じ轍を踏まないため、利用者である医療関係者等を含めて議論すべきである。
- 我が国の社会保障システムの根幹に係る議論であり、社会保障カード^(仮称)に健康保険証原本の役割を持たせるかについては、拙速な結論を出すべきではない。

【参考】 国民の視点として

- そもそも、検討に係る国民への周知が全くと言っていいほどなされていない。
- 資格情報のみのデータベースとはいえ、その規模は運転免許証発行枚数よりも多くなることは必至であることから、十分に「壮大なシステム」である。
- 年金は別として、患者は現在の健康保険証の利用に際し、なんら不自由は無い。
- 費用対効果の論議も無く、導入前提での論議が行われている(社会保障番号だけでも初期費用1200億円、年間維持費700億円との試算がある)。
- 対象範囲が多少違うことは認識しているが、公的個人認証カードも既に存在するのであるから、公的手続き・社会保障といった分野毎に別々のカードを発行するのは無駄ではないのか。

2007年11月28日

厚生労働省
社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会
ヒアリング

社会保障カード（仮称）の在り方について

日本労働組合総連合会
総合政策局長 小島 茂

1. 検討にあたって重視すべき観点（導入に当たっての条件）

社会保障カードの目的は、1枚のカードで複数の社会保障制度の本人確認を可能とし、名寄せにより利用者の利便を高めるものであるべきと考える。また、利便性の向上は信頼性の確保なしに得られるものではなく、またその導入にあたっては官民双方におけるコストとの見合いで適当な利用範囲を見出すことが必要となると考える。

そのため、社会保障カードの導入にあたっては、次の条件を満たし、住民（社会保障制度利用者）の合意形成を得ることが必要ではないか。

- (1) 社会保障制度利用者にとっての利便性の向上
- (2) 社会保障制度に関する諸問題の解決に役立つ仕組み
- (3) 個人情報 の 厳格かつ 確実な 保護
- (4) 省コストなシステム
- (5) 個人への社会保障カード保有の強制力の在り方の整理

2. 社会保障制度を利用する個人にとっての利便性の向上

(1) 個人にとってのメリットを明確に示すことが必要

○社会保障制度を利用する個人にとって、社会保障に関するどのような情報が必要であり、それらの情報にアクセスしやすくする方法として社会保障カードが必要であるとする説明が必要。

○社会保障カードの導入が制度管理上のメリットだけでなく、個人にとってリスクやコストを超えるメリットがあることが十分に説明されなければ、合意形成は困難ではないか。

○例えば、国税情報との突合により、医療費還付見込額の常時確認を可能とするなど、利用者にとっての明確なメリットが必要ではないか。

(2) デジタル・デバインドを十分に考慮したシステムとすることが必要

○高齢者、低所得者、外国人居住者などを含め、社会保障カード利用者が

広くメリットを享受できるシステムとすべき。(家庭のPCでのアクセス可能性による利便性向上に偏らない仕組みを)

- 社会保障カードを活用したオンラインシステムを補完する仕組みとして、社会保障制度の利用履歴等を印字するプリントメディアを併せて活用することが考えられる。この場合、「ねんきん定期便」「医療費通知」「薬剤情報の文書等による提供」など、発行者の異なる情報を社会保障カード利用者が一括管理できる仕組み(社会保障総合通帳のようなもの)を併せて検討すべきではないか。

(3) 現行の「手帳」や「証書」等の取扱いの検討が必要

- 社会保障カードの導入が、社会保障制度利用者にとって保管しなければならない証書類(暗証番号を含む。)が単に増えることになるだけでは、利便性の向上に反することになる。年金手帳、健康保険証、雇用保険被保険者証、各種医療券など、現在各社会保障制度から発行されている証書類を廃止し、社会保障カードに一本化することも考えられるが、その場合、各制度の番号を残すことを前提とすれば、各制度の資格を取得したとき(被保険者等になったとき)に各制度における番号の本人への通知は依然として必要となると考えられる。

3. 社会保障制度に関する諸問題の解決に役立つ仕組み

(1) 「消えた年金記録」の解決とは別問題

- 厚生年金、国民年金、厚生年金基金、国民年金基金、各共済年金において、受給者側から記録が確実に統合されるために役立つ番号の導入を検討すべき。
- しかし、これらの年金記録の統合が基礎年金番号以外の番号および社会保障カードの導入により初めて達成されるものではなく、特に過去の未統合記録問題の解決とは切り離して説明することが重要。

(2) 不正請求の解消に活用すべき

- 医療費等の履歴を確認できるようにすることで、健康保険、介護保険、各種医療券に関わる医療機関、薬局、介護事業者等の不正請求の抑止に役立てるべき。そのためには、レセプト電算化の完全実施が前提となる。

4. 個人情報の厳格かつ確実な保護

(1) 厳格な個人情報保護ルールの確立と体制の確保

- 社会保障カードは、病歴、職歴、所得(標準報酬)、家族構成等センシティブ情報を含む個人情報の名寄せを可能とするものとなるため、カードの仕様、専用オンラインの使用、カード発行時の手続き、ステータス

- ごとのきめ細かなアクセス権限の付与・管理など、カードの利用のあらゆる場面で必要かつ十分な個人情報保護措置がとられることが不可欠。
- 事業主が求職者に病歴情報等を閲覧させることを採用条件とすることや、休暇等の取得要件とすることがないよう、社会保障カード利用のルールを法律で明確に定めるべき。

(2) 技術的、実務的に確実に保護措置がとれる範囲での活用に限るべき

- 社会保障制度を官民双方によって実施されており、社会保障カードは民間利用を前提に制度設計を行う必要があるが、その範囲は社会保障制度を直接担う実施機関の保険者等の業務委託先までに限るべき。
- 個人情報はその収集目的の範囲での利用に限定しなければならず、医療機関、薬局、介護事業者、保険者等の業務委託先の民間事業者がその目的を超えて個人情報を利用したときのペナルティや賠償措置、個人情報が流出した場合の回復措置などの在り方を併せて検討すべき。

(3) 社会保障カードへの収載情報は必要最小限にすべき

- 社会保障カードそのものへの情報の収載は、紛失や複製、なりすまし利用などによる危険を最小限に抑えるために、必要最小限に限定すべき。
- 身分証明書として活用できるようにすることについては、運転免許証、住民基本台帳カード等他の公的証明書がすでに存在すること、住民基本台帳カードの交付率が低水準にとどまっていること、住民基本台帳カードにおいて違法複製などにより身分証明機能が使えなくなっていること、社会保障カード独自で保有する個人情報の保護・管理に必要な体制の確保に要する費用が必要となることなどから、必要ないのではないか。
- 社会保障カードの収載情報については、本人による確認を容易に可能とすべきであり、目的外情報の収載が行われないような対策が必要（労働組合加入歴、遺伝情報など）。

5. 省コストなシステム

(1) 費用対効果を重視し、小規模な運営体制を構築すべき

- 確実な個人情報保護体制の確保、アクセス権限の付与・管理など安心して社会保障カードが利用できる体制を確保するためには、社会保障カードの実施主体について相当の組織体制と費用がかかる。社会保障制度利用者にとってのメリットとの比較考量により、カードの利用範囲を検討することが必要。
- 各社会保障制度の個人情報を名寄せするために必要となる共通番号の選定にあたっては、コストの低減の観点から既存の番号の活用で検討すべきではないか。

○社会保障カード発行主体については、カードの実施主体のみが独占的に発行することは比較的個人情報保護が図りやすいと考えられるが、カード実施主体の組織体制の肥大化を招くことから、年金運営組織、健康保険運営組織など複数の主体が発行することの是非について検討すべき。

(2) 制度利用主体における費用負担の在り方の検討を

○社会保障カードの導入にあたっては、社会保障制度利用者がそのメリットを最大限利用できるようにするには、行政機関、保険者はもちろんのこと、医療機関、薬局、介護保険事業者など社会保険による報酬を受領する事業者を実施体制を義務づけることが必要となる。その際、システムの導入およびランニングコストの負担について、十分検討することが必要である。その場合、報酬への上乗せ、自己負担額への転嫁が行われ、医療費、介護費用の膨張につながらないことが必要である。

6. 個人への社会保障カード保有の強制力の在り方の整理

(1) 社会保障カードの義務制、選択制を整理を

○個人への社会保障カード保有については、以上の課題などを十分に踏まえ、義務化するか、本人による任意とするかについて、整理する必要がある。

以上